

最高裁秘書第2364号

令和8年7月13日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判官の外部研修を受け入れている報道機関並びに行政官庁及び在外公館との間で取り交わしている、研修の受入れ方法を定めた文書（現在有効なもの）

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年9月19日付け（同月22日受付）

2 答申番号

令和8年度（最情）答申第10号

（担当）秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）